

郵便サービス水準の評価等に関する研究会（第4回）

平成19年10月26日

【田尻座長】 それでは、まだお見えでない構成員の方もいらっしゃると思いますが、定刻となりましたのでただ今から郵便サービス水準の評価等に関する研究会第4回会合を開催させていただきます。

なお、本日、あらかじめ味水構成員のほうからご都合つかずご欠席ということでご連絡をちょうだいしております。

まず、本日の配付資料について事務局からご説明お願いいたします。

【坂入課長補佐】 それでは、本日の配付資料についてご説明させていただきます。資料1-1としまして「第3回会合において出された主な意見」、資料1-2としまして「送達調査実施計画（案）」、資料2といたしまして、郵政行政消費者相談室へ寄せられている申告の状況について、本日配付している資料は以上でございます。

【田尻座長】 本日の議題は、「送達調査実施計画（案）」でございますが、事務局からご説明をお願いいたします。

【坂入課長補佐】 それでは、資料1-1に基づきましてご説明させていただきたいと思います。こちら前回の会合において構成員の方々から出された主な意見をまとめたものでございます。

こちらで整理しまして大体大きく言って4つぐらいのご意見が出されたかと思えますけれども、1つ目はまず本年度の総務省による試験通信は、郵便業務の負荷が大きい時期に実施するなど、時期・対象・ルート等を絞って重点的に実施するストレステストとして実施するという考え方があるのではないかと。

2つ目が本年度の総務省による試験通信は、公社、今は郵便事業会社ですが、郵便事業会社による試験通信の方法について郵便事業会社に対して指導するための事例収集として実施するのだという考え方もあるのではないかというご意見がございました。

3つ目ですが、配達状況に問題があると考えられる郵便局のデータを公社に提供しているが、あまり改善が見られないという印象ということで、これは今ベネッセさんのほうからご紹介いただいたようなことでございますが、ユーザーサイドで把握しているデータも参考にして設計することも考えられるのではないかと。

それと最後でございますが、「試験通信」という言葉ではモニタリングするという趣旨が

国民によく伝わらないのではないか。郵便物が適正に送達されているかの調査であるというところがきちんとあらわされるような名称を工夫されてはどうか、こういったご意見がございました。

これが前回の会合で出されました主な意見でございまして、それに基づきまして資料1-2の「送達調査実施計画(案)」というのを事務局のほうで作成をいたしたところでございますので、次に資料1-2に基づきましてご説明をしたいと思います。

資料1-2「送達調査実施計画(案)」でございしますが、1つ目は調査の目的を掲げておりまして、読み上げると「(1) 現在、郵便事業会社においては、郵便サービスの水準の維持・向上に関して『送達日数達成率97.0%以上』という目標を設定し、この目標の達成状況を確認する等のため、年間10万通規模の試験通信を実施している。これまでの調査結果によると、平成15年に日本郵政公社が設立されて以降、毎年度『送達日数達成率97.0%以上』という目標を達成している。(2) 総務省としても、時期・対象・範囲等を限定した郵便の送達状況の調査を行うこととし、郵便物が1年で最も集中する時期において、通常の定形郵便物の他、郵便番号未記載の郵便物や機械処理が出来ない形状の郵便物等について、その送達状況を調査し、本研究会における郵便サービス水準の評価等の検討に資する」としてございます。

続きまして2番、調査の対象とする郵便物の種類でございます。こちらは前回の研究会の場でご提示したものと同じものでございますが、次の表に掲げる無記録扱いの郵便物とし、書留・配達記録郵便等の記録扱いの郵便物及び郵政民営化後に郵便の対象から外れた役務については調査の対象としないということで、特殊取扱としない定形郵便物、これは通常の80円を出せる封書でございます。それと速達とする定形郵便物、こちらは350円。あと年賀状でございます。この3種類について送達調査を実施するというご提案させていただきます。

1枚めくっていただきまして、「3 調査の概要」でございしますが、これについて説明いたします。全国に配置した送達調査モニターがモニター相互間で郵便物をやりとりし、差出日時・場所、受取日時を記録することにより、送達状況を把握するというご提案でございます。

実施時期でございしますが、やはり郵便業務にとって最も負荷がかかる時期ということで1年で郵便物が最も集中する時期ということが候補として挙げられると思いますので、ここでは1年で最も郵便物が集中する時期、12月中旬から下旬ということで設定をしてお

ります。特殊取扱としない定形郵便物と速達とする定形郵便物の2つに関しましては12月17、18、19、それと12月25日、26日の5日間としております。12月24日は祝日でございますのでこの実施時期から外しているということでございます。それと年賀状の関係でございますが、こちら12月25日から1月3日まで10日間毎日差し出しをしてもらうということで今のところ考えているところでございます。

次、調査対象ルート数でございますが、前回の研究会の場で全国網羅的にやるのではなくやはりルートを絞ってやってはどうかというようなご意見がございましたので、こちらで整理をしまして都市部と地方とに分けまして、「都市～都市相互間」、「都市～地方相互間」、「地方～地方相互間」という3つの類型をつくりまして、それぞれに往復で20ルートを設定するという考え方でつくっております。ここで都市とは東京23区及び東京多摩地域並びに政令指定都市、地方とはそれら以外の市をいうとしております。

なお、モニターの組み合わせに関しましては郵便物の種類ごとに変えるということで今のところ検討しているところでございます。

実施通数でございますが、特殊取扱としない定形郵便物については600通、速達とする定形郵便物については300通、年賀状に関しましては600通ということで合計で1,500通程度実施するという考え方で考えております。

続きまして3ページに入りますが、ルートごとにそれぞれ具体的に何通出すのかというのを次にご説明いたします。まず、特殊取扱としない定形郵便物に関しましては、負荷を課さない郵便物と負荷を課す郵便物と2つに分けまして、それぞれで300通ずつ実施して合計で600通という考え方であります。負荷を課さない郵便物については、「都市～都市相互間」で10ルートを設定しまして1ルート当たり5通出すということでありますので、差出通数は50通。これで往復でルートを設定しますので、合計では「都市～都市相互間」では往復で100通の郵便物をやりとりするということとなります。同じように「都市～地方相互間」で往復で100通、「地方～地方相互間」で往復で100通、これで合計すると300通になるという考え方であります。

次に負荷を課した郵便物ですが、これはここで4つほど候補を示しておりますが、これらのうちから2つ程度選択して実施できればよいと思っておりますが、1つ目は郵便番号の未記載または誤記載、2つ目は機械処理のできない形状を使用すると、これは厚さが5mm以上になると機械処理ができないということになりますので、5mm以上で10mm未満とすると。3つ目として封書の表に取扱上の注意を促す文言を記載する。例えば「折

曲厳禁」等と記載するというようなことが考えられるかと思います。4つ目としては郵便料金不足の郵便物ということを候補として挙げたいと思います。

これらの負荷を課した郵便物につきましても、先ほどの負荷を課さない郵便物と同様に「都市～都市相互間」往復で100通、「都市～地方相互間」往復で100通、「地方～地方相互間」往復で100通、合計で300通という設定をしております。

次に、速達とする定形郵便物につきましても同様でございます。合計で300通設定するというところであります。

次に年賀状でございますが、これもルートの数としては「都市～都市相互間」は10ルート、「都市～地方相互間」は10ルート、「地方～地方相互間」10ルートということになります。12月25日から1月3日までの10日間毎日差し出すということになりますので、1ルートあたりの実施通数をここでは10通としております。ですので、合計では600通ということになるわけでありまして。

続きまして4ページでございますが、モニターは全国で30人選定をしまして、1モニターが差し出し、受け取りをする郵便物数の平均は次のとおりということでございまして、差し出しに関しましては特殊取扱としない定形郵便物が10通、速達とする定形郵便物が5通、年賀状が10通合計で25通。これは平均でございまして、モニターによって差し出しの数がこれより多い場合もありますし、少ない場合もあります。それはルートの設定の仕方によるんですけれども、そういう場合が発生いたします。ルートの設定の具体例についてはこの後またご説明いたします。

最後にアンケート調査と書いておりますが、モニターに対してアンケート調査を実施し広く郵便サービスに関する評価をしてもらい、研究会における議論の参考とすることも検討するというようにしてございます。

私からの説明は以上でございます。

【田尻座長】 ありがとうございます。それではただ今のご説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらどうぞ遠慮なくご発言いただければと思います。

【松崎構成員】 祝日を入れないというのがちょっと引っかけたのですが、祝日が入ると、せっかく速達で出したのに着かないということがあり得るかと思ったので、複雑になるかもしれませんが、あえて祝日が入ったときの送達日数を知りたい気もします。煩雑になってしまうでしょうね。

【坂入課長補佐】 そこは、ちょっとこちらでまた検討させていただきたいと思っております。

が、祝日の場合と平日の場合ではポストの収集の回数とかも変わってしまいますので、そこは差出モニターの方への指示の仕方とかそのあたりを工夫すれば可能かと思います。

【松崎構成員】 学生が「エントリーシートを企業に出すのに、ぎりぎりいつまでだったら速達で先方の必着日時に間に合うでしょうか」と聞かれることが多いのですが、返答に悩みますね。手近なポストに投函したりせずに、本局に行きなさいとアドバイスしていますけれども。

【井手構成員】 この調査とはちょっと関係ないと思いますが、3ページに負荷を課した郵便物というのがあって、④で郵便料金不足というのがありますよね。これは通常は差出人に戻すのでしょうか、それとも、受取人にお金を払ってくれと言う、この前何か審議会の委員の方が、親御さんに出したときに年とった親御さんがいつも郵便料金不足で払わないといけないということをやっていると、通常は料金が不足しているときにはどういう処理をするんですか。

【坂入課長補佐】 処理の仕方としては2通りございまして、差出人に料金不足だということで還付してしまう場合と、受取人に一たん届けるんですが、届ける際に不足分を払いますかと聞いて払うということであればお金と引きかえに、切手でも払えますけれども、不足金額と引きかえに郵便物をお渡しするというケースがあります。

【井手構成員】 それはどちらをやるかというのは、全くルールとしては決まっていな

いんですか。

【坂入課長補佐】 一応、郵便事業会社のほうでのルールとしては、差出人がお住まいの地域の郵便局で料金未納であるということが発見した場合には、差出人のほうに戻すなり連絡するなりという対応が原則で、その差出人がお住まいの地域の郵便局からもう出て行ってしまって、配達地とかあるいは途中の中継局とかでそれが発見した場合には一たん受取人のほうまで持っていくというのが原則の取り扱いとなっていると聞いております。

【大河内構成員】 もう入っちゃっていて、そこに不足ですという紙が張ってあって不足分は何らかの方法でくださいみたいなことが書いてあるんだけど、大抵行かないだろうなと思って……。

【坂入課長補佐】 そういうケースもございまして、はがきを郵便局から受取人の方の受け箱に入れておいてここに不足分の切手を張って郵便局にお出しくださいというふうにしているケースもあるようでございます。

【大河内構成員】 いろいろ。

【田尻座長】 山本先生、この資料1-2の調査の目的というこの表現とそれからこのルート別の300通ないし600通というこのサンプルの関係でございますが、この点はどのように評価なさっていらっしゃいますか。

【山本構成員】 難しいご質問でちょっと恐縮しますが、本研究会における郵便サービス水準の評価等の検討に用いるという点では特に問題ないかとは思いますが。この数字がひとり歩きすると問題なのは、郵便事業株式会社は年間10万通で97%という統計を発表しているというのに対しまして、こちらは1,500通で何%とかいう数字をどう発表するかによると思います。

全部カバーできるわけではありませんし、何ていうんでしょう、差出地も配達地も恣意的というよりは代表的に選ぶのであれば、全国計とか出すのは多分まずいんですよね。ですけど、都市部～都市部間でこんなような数字が得られましたとか、都市～地方間で比率で何百通出したのに対してこうでしたと、地方～地方はこんな感じですよというような見方の調査データにはもちろん使えると思いますので、ある一定の傾向はつかめるのではないかと思います。単純に郵便事業株式会社の送達日数と比較はできないといいますが、多分時期も時期ですし、多分若干違うものを見ようとしているとは思いますが、うまい具合に配達おくれ等々が出てくれたら評価できるのではないかと思います。

大体全国平均で3%ですから、1,500通の3%というと大体50通ぐらいですよ。なので、もしかすると全部ざっと通ってしまいますし、もしかするともっとということになると思います。不良率3%の中でサンプル数が1,500と考えますと、もしかしたら少ないかもしれませんが、精度よく推定できるかどうかはわかりませんが、こういうふうには調査をしていく、今後例えばルートを変えて組み合わせで経年続けていくというのも第1歩としては悪くはないのではないかと思います。

【田尻座長】 なるほど。要は、これ単年度ですべてのことができるはずもないので、毎年この送達調査を重ねていく中で、行政目的というか、どこに目をつけるかということに合わせてそのルートの設定なり組み合わせ方、通数も調整するということがいいのではないかなと思うんですよ。

で、先ほど先生ご指摘いただいたように97%送達達成しているかどうかというのは、いつぞや構成員の方からお話があったように97%台で小数点以下が少々動いてみてもほとんど何ていうか、一般利用者から言うと意味のない変化にすぎないわけで、そうしますとそういう調査はもう事業会社が公約を守っているかどうかというレベルに任せ

ておいて、我がほうはそういう意味で行政目的という毎年何に目をつけていくかということで、よりシャープな目的を絞っていくという方向に持っていったほうがいいかもしれませんね。

改善ぶりを見るものの場合とか、あるいは特定のルートについて集中的にやってみるとか、あるいはある時期だけ絞るとかですね。そういう形で毎年いろいろなやり方を変えていけば一つの何のためにやっているかというか、郵便行政のほうに直接こういう使い方をしておりますというようなことが説明できるのではないかなと思います。

本年度最初でございますので、今山本先生のほうからそういうご了解をいただけるようであれば、私は基本的にはこれで実施していただくほうがいいのではないかなということだと思いますけれども、各先生方どうぞご意見ございましたら。今後のやり方も含めてどうぞお聞かせいただければと思いますが。

【大河内構成員】 質問です。先ほども出た負荷を課した郵便物で、4ついろいろ例が出ていまして、このうちから2つ程度を選択してと、この選択するのは出す人とかではなくて、決めてこの中から2つをやるということなんですか、モニターの方が選択される。そうじゃないでしょう、機械処理ができない形状というのがあるんだから。

【坂入課長補佐】 調査会社のほうでモニターに対して例えば郵便番号を書かずに出してくださいますとか、そういうことをモニターに対して指示をして出すということで考えております。

【大河内構成員】 そうですか。じゃ、どれもみんなやるわけですね。

【坂入課長補佐】 必ずこの4つすべてをいずれかの組み合わせで行うかどうかということなんですが、そこはもしこの2つに絞ったほうがいいんじゃないかというようなご意見があれば出していただくと非常にありがたいと思うのですが。

【田尻座長】 ほかに何かございませんでしょうか。特にないようでしたら、いかがでございましょうか。この事務局案をもとに本年度最初の公式の送達調査ということになりますが、実施するということが構成員の方のご了解いただけますでしょうか。

【井手構成員】 こうした調査は、今後毎年定期的にやるということでしょうか。

【田尻座長】 という理解で私は今までご相談あずかってまいりましたけれども、その点はいかがででしょうか、事務局のほうは。

【後藤郵便課長】 今回ですね、どういう結果が得られるのかというようなことも、あるいは実施上の問題点みたいなものも見えてくるのではないかと期待している

んですけれども、それを踏まえて全く同じ形で来年度やるべきなのか、あるいはまた形を変えてやるべきなのかということを検討させていただきたいと思っておりますが、基本的には続けてやっていきたいとは考えています。

【田尻座長】 よろしゅうございますでしょうか。はい。それでは、事務局におきまして本日ちょうだいしましたいろいろなご意見、ご議論を踏まえた形で送達調査を実施していただければと思います。実施後結果がまとまり次第、研究会にご報告をお願いいたします。

それでは、この議題はこれで終わります、次に郵政行政消費者相談室へ寄せられております申告の状況につきまして、いつものように事務局からご説明をお願いいたします。

【後藤郵便課長】 では、こちらは私のほうからご説明させていただきます。「郵政行政消費者相談室に寄せられた申告の状況」という資料でございます、前回もご説明させていただきましたけれども、件数が増えているほかは大きな傾向の変化というものはあまり見当たらないというのが、結論から申し上げますと状況でございます。

最初の1ページ目はこの相談室の設置以降寄せられた苦情・相談等の構成を示しているものでありますけれども、やはり郵便関係が引き続き一番多い。6割ぐらいを占めているという、この比率を含めてそれほど大きなトレンドの変化というものはございません。

1枚めくっていただきまして、その郵便関係の中身につきましての分析というか、カテゴリー別の分類なんですけれども、やはりここも右の円柱グラフをごらんいただければわかりますけれども、不着、あるいは遅延といったものが一番大きなウエートを占めているということもこれまでと同様でありまして、それに続きまして配達関係のトラブル、苦情といったようなものが続いていると。これを合わせて5割ぐらいになっているということも前回とそれほど大きな数字の変化はございません。

あと、月別の傾向というのは左に棒グラフで示しているものがございましてけれども、やはり5月、6月はこういうものができたよということを発表しましたので、よしと思って苦情とかご意見を寄せられる方が多かったのかなというふうに思っております。それ以来若干傾向としては、漸減というべき状況だと思いますけれども、今後年賀の時期を迎えますのでこの傾向というのがこのまま下がっていくとはちょっと思っておりません。むしろこれから増えていく可能性が高いのではないかと考えているところでございます。

まためくっていただきまして、主な苦情等の実例でありますけれども、郵便の取り扱い等に関するものとしてはいろいろなものがあるわけなんですけれども、先ほどのご報告にもご

ございましたけれども、時間帯を指定して再配達の依頼をするということを今やっているわけですけれども、これが指定された時間内にあるいは時間帯に配達をされなかったと、不在で持ち戻ったところに電話をしてあしたの何時以降と言ったのがその時間帯に来なかったというような例があったと。

あるいは、郵便物の汚損というものに関してのクレームも来ているところでもあります。

転居届を出していたにもかかわらず旧住所に配達されたというのは、前回も全く同じ話をしておりますけれども、やはりこのトラブルというか、統計をとっているわけではないんですけれども、ご不満、ご苦情というのが非常に多いのかなと。毎月のようにこれが出てくるというのはそういうことなのかとちょっと考えております。

それから職員の対応、これも類似の案件は前回もご報告申し上げておりますけれども、やはり全国的に見ますと個々に対応のよくなかったケースが出ているのかなと思われるところでございます。

簡単でございますけれども、寄せられた申告の状況についてご報告申し上げます。

【田尻座長】 ありがとうございます。それでは、何かご質問ございますでしょうか。ただ今の件で。

【大河内構成員】 これって受けるだけでなく何か処理するんですか。

【後藤郵便課長】 ある程度相手方がはっきりしている場合には、ご住所とか所轄している郵便局というものに連絡してよいかということ申告者の方にお許しを得たうえで会社のほうに連絡をしまして、個別に問題の対応に当たるようにというふうに指示しておりますし、また、こちらからお聞きして、いや、それはやめてくれというふうに申告者の方がおっしゃられた場合には一般論としてこういうことがあるよということだけを会社のほうに伝えております。

【田尻座長】 ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

【井手構成員】 よろしいですか。こういう消費者の相談室への苦情というのは、総務省の窓口としては一本化されているのでしょうか。というのも民営化されて、消費者はどこに苦情を言ったらいいのか、だんだんわからなくなるんだと思うんですね。だから、ここに官邸のホームページとか総務省のホームページにアクセスして、メールで寄せられているとかいうのもありますし、もちろん郵便事業会社に直接苦情を言う人もいます。民営化されて消費者の皆さんはどこに苦情をしたらいいのか、だんだんわからなくなる、そういう意味では苦情処理機関みたいなのをきっちと一本化すべきだと思いますが。特に郵

便貯金は総務省に言っているのか、金融庁のほうに言っているのか、だんだんそういうのも感覚としてわからなくなるという、その辺はやはり消費者の立場に立って何らかの窓口の一本化というのをやらないといけないのじゃないかなと思いますが、いかがでしょう。

【橋口郵政行政局長】 今の件については、多分5月に設置したときにここでお引き受けしますよという、ただしそのときも一本化したわけではなくて、やはりいろいろなところに言っていただいて結構ですと、結構というか、そういう建前であるかと思います。したがって、官邸のホームページでもあるいは総務省のホームページでもまた郵便貯金については多分に金融庁のほうに、当然ながら会社にもそういうお受けするところがございすので、それぞれのところにやっただく。ただし、やはりそのPRをしっかりとやるということなんだろうなと思います。私どもとしてはきちんとこういう窓口を開設しているので何かあったらお申しつけくださいということなのかなと思いますけれども。一本化したほうがいいのかどうかということですね、また、承りたいと思いますが、ただそういう多様化といいますか、多くの窓口がやはりあるということも一つの考え方かなと思っいるところでもあります。

【大河内構成員】 ばらばらなところが連携があればいいんですけども……。

【井手構成員】 そうそう。

【大河内構成員】 どういうことが全体で起きているかということがわかるように。何か普通この一番多い郵便でもまずは多分自分の一番近い局なんかに行くのかなと思うので、総務省のこの相談室にかかってくるのは、そこで不満足だったから来ると。そういうところをたどってここにたどり着くのかなと思って、そうするとまた処理をそちらへ戻して解決にいけば、そういうルートで解決されていく、そのうちストレートに来たものもちゃんとその場で上手に処理していけば減っていくという形なのかなと思うんですけども。

【橋口郵政行政局長】 わかりました。井手先生のご指摘のとおりそういうことかなというふうに思います。全体がわかるようにちょっと総務省のだけ数が少ないやつだけわかってだめなので、じゃあ全体としてどういう苦情がどこにどういうふうにあるのかということを中心にちゃんと把握して、それは会社を含めてということになるかと思いますが、それをやはり示して議論しないとだめなのではないかというご指摘かなと思いますので、ちょっとそういうふうを受けとめさせていただきたいと思います。

【井手構成員】 今言ったの、よろしいですか。電気とかガス事業とかで競争が進展するにつれいろいろな問題が出てきたときに経済産業省で扱うのか、例えば公正取引委員会

で扱うのかという窓口が2つあるんですけれども、どちらかでやって、それを例えば公正取引委員会にこの問題については競争上の問題だといって振り分けているんですよね。窓口は2つあるけれども、どちらが担当するものかというのをそこでちゃんと振り分けるといふ、消費者のこういう細かい問題ばかりではないかもしれませんが、そうした問題についてどういうふうに処理するかという、先ほど大河内さんが言われたようにどういうふうに対処するのか、どこでこの問題を管轄するのかというのを、消費者にもわかるようにしたほうがいいのではないかと思います。

【松崎構成員】 それと同じに、逆に一人一人の職員に知ってほしいといつも思います。クレームを上挙げて終わりではなくて、解決して終わりでもなくて、こういうのがよその局にもほかの県にもあったと、自分たちの局でもこういうことをしないように極力注意していこうということを徹底しないと。それがないと結局は他人事になって、何度でも繰り返す原因になります。ですから、情報の共有化を切に願っています。インターネット活用で絶対できると思うので、是非お願いしたいと思っています。

【田尻座長】 ありがとうございます。それでは、本日の議題は以上でございますが、全体を通しまして何か、特にこの際ご発言ございますでしょうか。

【山本構成員】 1点今の続きでよろしいでしょうか。苦情を郵便事業株式会社でなくこちらで受け取っているというのは、多分こちらが指導をされる等々の業務をお持ちだという視点でこちらに来ると思うんですね。

個別の苦情処理は本来は郵便事業会社内でやるべきで、それに対応していることの意味は、何ていうんでしょうか、苦情処理だけではなく今、先生方がおっしゃられましたように再発防止及び再発防止策の水平展開と品質管理のほうで言いますけれども、P D C Aを回すのも一緒なんですけど、どうP D C Aを回して再発防止に努めていくかということと、そのほかの未然防止ですか、ほかの局で起こらないように水平展開をして未然防止に努めるというところが、こちらから郵便事業株式会社に伝えたときに返答とかフィードバックとしてこちらの相談室のほうに返ってくるというのが本来望ましい姿で、そういう姿があるから消費者はこちらに相談を寄せるのだと思うので、多分今後数字を出していただくだけではなく、こちらから伝えたものがどう対応してもらえているのかというフィードバックを先方からもらっていかれたらいいんじゃないかと思います。

【田尻座長】 ありがとうございます。ほかにごございませんでしょうか。ないようであれば、最後に事務局から今後の日程についてご説明をお願いしたいと思います。

【坂入課長補佐】 次回第5回でございますが、送達調査が終了して結果が取りまとまったころということで、1月下旬を目途に開催したいと思います。また別途具体的な日程については構成員の方々にお諮りしたいと、このように考えております。

【田尻座長】 ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、第4回郵便サービス水準の評価等に関する研究会は終了させていただきます。なお、この後、私のほうで記者会見を行いまして本日の会議の内容を公表させていただきたいと存じます。本日はどうもご苦労さまでございました。